

公益社団法人滋賀県看護協会協会長表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という。）定款第3条の目的達成に著しい功績があった者の表彰に関し必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 表彰は、表彰の時点において会員であり、年齢が50歳以上、かつ通算20年以上本会の会員で次の各号のいずれかに該当する個人に対して行う。

- (1) 本会の役員又は委員の職に通算4年以上在職し、本会の発展に貢献した者
- (2) 看護業務の改善、研究又は看護教育に特に顕著な功績があったと認められる者
- (3) その他看護活動等に関してこの表彰に値する功績があったと認められる者

2 表彰の時点において会員所属施設であり、組織において看護業務の改善、研究または看護教育に顕著な功績が認められる団体、その他滋賀県看護協会の目的達成に顕著な功績があったと認められる団体に対して行う。

(被表彰者の推薦)

第3条 この表彰候補者の推薦は、本会の常務理事、職能委員長及び地区支部長および会員所属組織の代表者が行うこととする。

推薦者は、別に定める日までに別に定める推薦書を会長あてに提出することとする。

(被表彰者の決定)

第4条 推薦のあった者について、理事会の審議を経て会長が決定する。

(授与の方法等)

第5条 表彰の授与は、会長が毎年1回行うものとし授与の期日は別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成25年3月16日理事会で承認、同年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月21日理事会で承認、同日から施行する。